

北海道オホーツク総合振興局告示第87号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により北見市、網走市、美幌町及び斜里町に所在する道営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納事務を次の者に委託した。

令和4年4月1日

北海道オホーツク総合振興局長 中島 和彦

- 1 受託者の名称 有限会社藤原工産
- 2 受託者の所在地 網走市字潮見298番地11
- 3 委託期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで